仮貯蔵・仮取扱い承認申請

1 仮貯蔵等の意義

指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いは、許可を受けて完成検査に適合していると認められた危険物施設でのみ、その行為が許されるという原則があります。

しかしながら、極めて短期間で、臨時的または例外的な貯蔵、取扱いまで、 その原則を貫くのは酷であるという見地から、安全が確保される場合に限り、 承認を受ければ便宜上、仮に指定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う ことができるものとされています。

2 仮貯蔵等の承認について

(1) 仮貯蔵等の承認場所

仮貯蔵等の承認場所は、製造所等以外の場所であることが原則です。製造所等における危険物の貯蔵または取扱いは、法第10条第3項の技術上の基準に従って行う必要があり、危政令第24条第1号で「許可若しくは届出に係る品名以外の危険物の貯蔵、取扱い又は許可若しくは届出に係る数量若しくは倍数を超える危険物を貯蔵し、又は取り扱わないこと」とされているからです。

(2) 製造所等における仮貯蔵等の承認

原則は上記(1)のとおりですが、製造所等の維持等のため、製造所等の 定義から逸脱した指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いが必要となること があります。そのため、下記のような場合には例外的に製造所等における仮 貯蔵等を承認しています。

貯蔵、取扱い(例)	判断
給油取扱所の定期点検を行うため、	給油取扱所の定義から、当該
専用タンク内の危険物を抜き取る。抜き取った危険物は、点検後当該タンク内に注入する。	取扱いは、許可に係る取扱いと
給油取扱所の専用タンクに内面ライニングを施工するため、専用タンク内の指定数量以上の危険物を抜き取る。	認められないため、仮取扱い承
抜き取った危険物は、別の場所で貯蔵する。	認が必要です。

給油取扱所を廃止するため、専用タンク内の指定数量以上の危険物を抜き取る。抜き取った危険物は、別の場所で貯蔵する。

油圧工作機を設置している一般取扱 所において、油圧工作機用の潤滑油を 貯蔵しているタンクの潤滑油を入れ替 えるため、製造所等以外の場所から、 潤滑油を指定数量以上、抜取りまたは 注入する。 廃止の場合は、製造所等の維持のために必要な行為ではありませんが、廃止手続きに必要なため、仮取扱い承認が必要です。

当該一般取扱所の油圧タンクにおける貯蔵、取扱い以外の行為として注入・抜取行為が発生するため、仮取扱い承認が必要です。

3 仮貯蔵、仮取扱いの区別

仮貯蔵、仮取扱いの区別が明確な場合、例えば、屋外においてドラム缶等により仮に貯蔵する場合等は仮貯蔵として、変電所の変圧器の絶縁油を入れ替えるため、仮に取り扱う場合は仮取扱いとして申請してください。

しかし、同一の場所において、同時に仮貯蔵と仮取扱いが行われる場合または、どちらとも区別がつかない場合は仮取扱いとし、1の仮貯蔵等として申請してください。これは、仮貯蔵と仮取扱いの区別が必ずしも明白でなく、火災予防上両者を区分することに実益がないからです。

4 仮貯蔵等の承認個数

数箇所に分散して仮貯蔵等がされる場合は、原則としてそれぞれの場所ごとに別個に申請してください。ただし、これらの箇所が互いに接近しており、 火災が発生した場合、相互に影響が及ぶと考えられるときは、これらを1の仮 貯蔵等として申請させても差し支えありません。

5 仮貯蔵等の期間

仮貯蔵等の期間は、法第10条に定められている「10日以内」に限り認め られます。

また、同一の場所において、繰り返し継続的な仮貯蔵等を承認することは、 原則認められません。ただし、次に掲げる場合は、3か月を限度として認める こともあります。

- (1) 災害の復旧現場において、仮貯蔵等を行う場合
- (2) 前後の承認の間に連続性がない場合
- (3) 承認後、承認時の事情に変化があり、承認を更新することが火災の予防 上支障がないと認められる場合

(4) その他更新することがやむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

6 現場確認

原則として、仮貯蔵等の作業実施前に現場確認を実施しますので、実施場所を管轄する消防署(分署)の予防係と調整してください。